

被災地の地域農業の再生に向けた取り組み

——釜石市地域農業復興組合——

取締役調査第一部長 斉藤由理子

1 農地の復旧にかかる国の施策

東日本大震災で津波により被災した農地の復旧や農業復興に対する主な国の施策には、①農業復興組合による共同活動で農家の当面の所得を確保、②農地の復旧とそれと並行してのは場整備による農地の利用集積と大区画化、③農業用機械や施設の整備、④地域の話し合いにより、中心となる経営体や農地の集積等の地域農業のあり方を記載した経営再開マスタープランを作成し、それに必要な取り組みを支援する等がある。

これらの施策を活用した被災地の動向について、釜石市地域農業復興組合の鈴木組合長にお話をうかがったので紹介したい。

2 釜石市地域農業復興組合の活動

農業復興組合とは、復旧作業を共同で行う被災農業者に対して、経営再開支援金を交付する「被災農家経営再開支援事業」を実施するための受け皿である。復興組合には国から農地10a当たり年間3.5万円の支援金が交付され、作業時間に応じて農業者に分配される。

釜石市地域農業復興組合(以下「復興組合」)は2012年2月に設立総会を行い、4月から活動を開始した。津波で被災した釜石市の唐丹^{とうに}下荒川地区(以下「唐丹地区」)、平田地区、片岸地区の3地区の農業者27名を構成員とし、経営農地は水田中心に12ha強である。

12年度は計16回作業を実施、4月にがれきの処理を行った後、5～6月と9～10月には草刈りを行った。



復興組合の草刈り作業

10月14日、復興組合の12年度最後の活動が唐丹地区のは場で行われ、筆者もは場にうかがった。午前8時、唐丹湾を見下ろす道路沿いの空き地に、復興組合の構成員と家族の約30名が軽トラなどに乗って次々と集まってきた。復興組合の作業への参加を証明するために集合写真を撮った後、草刈りが始まった。草刈りは唐丹湾に面した約9haのは場で行われた。がれきはすでに片づけられ、すでに何回か草刈りが行われたは場には、なお雑草が生い茂っていた。構成員がそれぞれ持ってきたハンディタイプの電動式の芝刈り機を使って草刈りが行われ、刈り取られた雑草はみるまに片づけられていった。作業の終了後には、今年度最後の作業ということで懇親会が行われた。

3 唐丹地区のは場整備事業開始まで

は場整備は、水田の大区画化、農道の整備等を総合的に実施し、大型機械の導入や作業効率の向上を図るものである。

唐丹、平田、片岸の3地区のうち、唐丹地

区ではほ場整備事業を実施することになったが、片岸地区では農地のほ場整備は行わず原状復旧として、復旧工事はすでに完了した。また平田地区の農地は道路用地となる。

唐丹地区の農家の状況をみると、鈴木氏のみが企業を退職後に農業(稲作と畜産)と漁業に従事してきたが、他の農家は、大工、左官、銀行員などの農外事業に従事する兼業農家である。経営面積は水田中心に平均0.4a程度と比較的小規模である。

ほ場整備事業の開始にあたって、まず、12年夏に、岩手県の大船渡農林振興センターが、ほ場整備実施についてのアンケートを唐丹地区の農地所有者に実施した。最初のアンケートでは農家負担があったため、ほ場整備に反対の意見もあったが、その後農家負担がなくなり、全員が賛成した。

次に、国の航空写真による地形図をもとに農林振興センターがほ場整備の原案を作成、これについて計4回農地所有者との会合が開催された。1区画は20aで細かい部分は換地の必要がないよう畔で調整し、また各農家の所有面積はほぼ変化がないことから、若干の修正を経て全員が原案に同意した。

その後、農林振興センターが測量に基づいて図面を作成、換地も終えている。今後入札を経て、13年1月から工事が始まり、14年3月に工事は完了する予定である。

4 復興交付金による農業用機械の整備

兼業農家で農業にかけられる時間が限られていたため、農作業を都合のよいときに行えるよう、個々の農家は農業用機械を一揃い保有していた。それが津波で流されてしまった。

これに対して、東日本大震災復興交付金によって、大型の農業用機械(田植機2台、トラ



堤防が壊れ津波で冠水した唐丹下荒川地区のほ場

クター2台、コンバイン2台、乾燥機1台)が、釜石市所有でこの地域にリースされることとなった。

経営再開マスタープランについては13年1月に説明会が予定されており、地域での話し合いなどはその先になるだろう。

5 今後の課題

工事完了後14年の春からは作付が可能となるが、なお課題は残っている。

リースされる大型機械は共同利用が前提であり、今後、機械利用組合も含め利用のための仕組みを地域で考える必要がある。農機倉庫、カメムシ防除用動力噴霧器など農家側が購入しなくてはならない施設や機械もある。また、兼業農家がほとんどの地域であるため、担い手の確保も課題である。さらに、ほ場整備後最低3年間は、経営が赤字であっても作付をしなくてはならないが、これまでも稲作経営の収支は必ずしも黒字ではなかったようであり、米価の動向に加え、ほ場整備による効率化・コスト削減、戸別所得補償制度等、収支の変動要因は多い。

こうした課題を地域の力で解決し、農業の再生に向かって進まれることを期待したい。

(さいとう ゆりこ)